

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Mold Research Co., Ltd.	08/06/2007
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Technes Co., Ltd.
Street Address:	270-5, Aoji-cho, Kusatsu-shi
City:	Shiga-ken
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	525-0041
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	6051184
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(716)849-0349
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	716.856.4000
Email:	rwatt@hodgsonruss.com
Correspondent Name:	Rachel S. Watt
Address Line 1:	Hodgson Russ LLP
Address Line 2:	140 Pearl Street, Suite 100
Address Line 4:	Buffalo, NEW YORK 14202-4040
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	030033.00000
NAME OF SUBMITTER:	Rachel S. Watt
Total Attachments: 29 source=030033.00000#page1.tif source=030033.00000#page2.tif source=030033.00000#page3.tif source=030033.00000#page4.tif	

CH \$40.00 6051184

PATENT

REEL: 021040 FRAME: 0454

500557467

source=030033.00000#page5.tif
source=030033.00000#page6.tif
source=030033.00000#page7.tif
source=030033.00000#page8.tif
source=030033.00000#page9.tif
source=030033.00000#page10.tif
source=030033.00000#page11.tif
source=030033.00000#page12.tif
source=030033.00000#page13.tif
source=030033.00000#page14.tif
source=030033.00000#page15.tif
source=030033.00000#page16.tif
source=030033.00000#page17.tif
source=030033.00000#page18.tif
source=030033.00000#page19.tif
source=030033.00000#page20.tif
source=030033.00000#page21.tif
source=030033.00000#page22.tif
source=030033.00000#page23.tif
source=030033.00000#page24.tif
source=030033.00000#page25.tif
source=030033.00000#page26.tif
source=030033.00000#page27.tif
source=030033.00000#page28.tif
source=030033.00000#page29.tif

TRANSLATION OF EXTRACT OF COMMERCIAL REGISTRY RECORDS

Name of Corporation:

Mold Research Co., Ltd.

Technes Co., Ltd.

Date of Change: August 6, 2007

Recorded : August 6, 2007

Situs of Head Office: 270-5, Aoji-cho, Kusatsu-shi, Shiga-ken, Japan

Notices: Announced in the official gazette

Established: April 2, 1998

[Other items (translation omitted)]

The above is a true copy of all the records of the company not closed in the commercial registry.

Dated April 23, 2008

Seal
Registering Officer, Shigeru Kobayashi
Otsu Legal Affairs Bureau, Kusatsu Branch

履歴事項全部証明書

滋賀県草津市青地町 270 番地 5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1605-01-001452

商 号	<u>株式会社モールドリサーチ</u>	
	株式会社テクネス	平成19年 8月 6日変更
		平成19年 8月 6日登記
本 店	滋賀県草津市青地町 270 番地 5	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成10年 4月 2日	
目 的	1. 鋼材、非鉄金属及びセラミックスの成形加工に関する技術指導 2. プラスチックの成形加工に関する技術指導 3. 工業用プラスチック材料に関する技術指導 4. 鋼材、非鉄金属及びセラミックスの加工材料の開発、製造並びに販売に関する業務 5. 鋼材、非鉄金属及びセラミックスの成形部品の開発、製造並びに販売に関する業務 6. 鋼材、非鉄金属及びセラミックスの加工材料に関する検査装置、測定装置、製造装置の販売に関する業務 7. 鋼材、非鉄金属及びセラミックスの成形部品に関する検査装置、測定装置、製造装置の販売に関する業務 8. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	<u>9600株</u>	平成16年 8月 3日変更
		平成16年 8月 20日登記
	2万株	平成17年 9月 20日変更
		平成17年 10月 14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2160株</u>	平成16年 8月 7日変更
		平成16年 8月 20日登記
	発行済株式の総数 <u>4937株</u>	平成17年 9月 29日変更
		平成17年 10月 14日登記
	発行済株式の総数 <u>7311株</u>	平成19年 2月 28日変更
		平成19年 3月 2日登記

滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1 6 0 5 - 0 1 - 0 0 1 4 5 2

	発行済株式の総数 8 0 8 1 株	平成 1 9 年 3 月 3 0 日変更
		平成 1 9 年 4 月 9 日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 8 日登記	
資本金の額	<u>金 6 1 8 7 万 5 0 0 0 円</u>	平成 1 6 年 8 月 7 日変更
		平成 1 6 年 8 月 2 0 日登記
	<u>金 8 2 7 0 万 2 5 0 0 円</u>	平成 1 7 年 9 月 2 9 日変更
		平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日登記
	<u>金 2 億 3 7 0 1 万 2 5 0 0 円</u>	平成 1 9 年 2 月 2 8 日変更
		平成 1 9 年 3 月 2 日登記
	金 2 億 8 7 0 6 万 2 5 0 0 円	平成 1 9 年 3 月 3 0 日変更
		平成 1 9 年 4 月 9 日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 住友信託銀行株式会社本店 平成 1 7 年 6 月 3 0 日設置 平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日登記	
端株原簿名義書換 代理人の氏名及び 住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 住友信託銀行株式会社本店 平成 1 7 年 6 月 3 0 日設置 平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日登記	
	平成 1 8 年 6 月 2 7 日端株 原簿名義書換代理人住友信託 銀行株式会社を廃止 平成 1 8 年 7 月 1 1 日登記	
役員に関する事項	取締役 寒 川 喜 光	平成 1 6 年 5 月 2 6 日重任
		平成 1 6 年 6 月 8 日登記
	取締役 寒 川 喜 光	平成 1 8 年 6 月 2 7 日重任
		平成 1 8 年 7 月 1 1 日登記

滋賀県草津市青地町270番地5

株式会社テクネス

会社法人等番号 1605-01-001452

	<u>取締役</u> <u>岡 田 昭 彦</u>	平成16年 5月26日就任
		平成16年 6月 8日登記
		平成18年 1月15日辞任
		平成18年 2月20日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 川 研 一</u>	平成16年 5月26日就任
		平成16年 6月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 川 研 一</u>	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月11日登記
		平成20年 1月17日辞任
		平成20年 1月31日登記
	<u>取締役</u> <u>中 川 勝 則</u>	平成17年 6月27日就任
		平成17年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>中 川 勝 則</u>	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月11日登記
	<u>取締役</u> <u>松 内 泰 道</u>	平成18年 6月27日就任
		平成18年 7月11日登記
		平成19年 8月 6日辞任
		平成19年 8月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>衣 袋 禎 三</u>	平成19年11月21日就任
		平成19年11月27日登記
	<u>滋賀県栗東市霊仙寺六丁目13番17-101号</u> <u>代表取締役</u> <u>寒 川 喜 光</u> <u>滋賀県草津市西大路町4番32-1103号</u> <u>代表取締役</u> <u>寒 川 喜 光</u>	平成16年 5月26日重任
		平成16年 6月 8日登記
		平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月11日登記

滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1 6 0 5 - 0 1 - 0 0 1 4 5 2

	監査役	富 田 勝 次	平成 1 4 年 5 月 3 1 日重任
	監査役	富 田 勝 次	平成 1 7 年 6 月 2 7 日重任
			平成 1 7 年 7 月 8 日登記
			平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日辞任
			平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日登記
	監査役	梅 山 克 啓	平成 1 9 年 1 1 月 2 1 日就任
	(社外監査役)		平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2 4 0 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成 1 9 年 1 1 月 2 1 日設定 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日登記		
新株予約権	第 1 回新株予約権 新株予約権の数 <u>1 0 0 個</u> 1 0 0 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 <u>1 0 0 株</u> 普通株式 1 0 0 株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第 1 乃至第 3 に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$ 計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 普通株式 <u>2 0 0 株</u> ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第 1 乃至第 3 に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$ 計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成 1 6 年 6 月 2 5 日変更 平成 1 8 年 1 月 1 8 日登記		

滋賀県草津市青地町270番地5

株式会社テクネス

会社法人等番号 1605-01-001452

	普通株式 349株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記 各新株予約権の発行価額 無償 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 <u>12万5000円</u>
--	--

	金 1 2 万 5 0 0 0 円 『行使価額の調整』 第 1 1. 以下第 2 に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） $\begin{array}{ccccccc} & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新発行} & \times & \text{1 株当たり} \\ \text{調整後} & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込み金額} \\ \text{行使} & = & & & & & & \\ \text{価額} & & \text{既発行株式数} & + & & \text{新発行株式数} & & \end{array}$ 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第 2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 2. 株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第 2 1 9 条第 2 項に規定された効力発生日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第 3 第 2 に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会決議によって行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第 2 の 3 に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。
--	---

	金6万2500円 『行使価額の調整』 第1 1. 以下第2に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 2. 株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会決議によって行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第2の3に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。 平成16年 6月25日変更 平成18年 1月18日登記
--	--

	金3万5782円 『行使価額の調整』 第1 1. 以下第2に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 2. 株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額は、その証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会決議によって行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第2の3に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。 平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成16年3月31日から平成23年3月30日まで 平成16年3月31日から平成23年3月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 1. 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとする。
--	---

	2. 本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時において、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は、新株予約権者について下記『会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件』に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由のいずれかが発生した本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社の取締役会決議により本新株予約権の行使が認められた場合はこの限りではない。 4. 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 1. 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとする。 2. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は、新株予約権者について下記『会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件』に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由のいずれかが発生した本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社の取締役会決議により本新株予約権の行使が認められた場合はこの限りではない。 4. 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果本新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 1. 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとする。 2. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は、新株予約権者について下記『会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件』に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由のいずれかが発生した本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社の取締役会決議により本新株予約権の行使が認められた場合はこの限りではない。 4. 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果本新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月11日登記 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 1. 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、会社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。 2. 新株予約権者が、会社の取締役、従業員及び協力者のいずれでもなくなった場合、会社は当該新株予約権者の保有する本新株予約権を無償で消
--	---

	却することができるものとする。 3. <u>新株予約権者が死亡したときは、死亡した新株予約権者が有する新株予約権については無償で消却するものとし、商法第280条ノ36第2項に基づく本新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 4. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合、または犯罪行為等、会社に対する背信的行為を行った場合には、会社は当該新株予約権者が有する本新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 1. <u>会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、会社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 2. <u>新株予約権者が、会社の取締役、従業員及び協力者のいずれでもなくなった場合、会社は当該新株予約権者の保有する本新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 3. <u>新株予約権者が死亡したときは、死亡した新株予約権者が有する新株予約権については無償で消却するものとし、商法第280条ノ36第2項に基づく本新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 4. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合、または犯罪行為等、会社に対する背信的行為を行った場合には、会社は当該新株予約権者が有する本新株予約権を無償で消却することができるものとする。</u> 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 1. <u>会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</u> 2. <u>新株予約権者が、会社の取締役、従業員及び協力者のいずれでもなくなった場合、会社は当該新株予約権者の保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</u> 3. <u>新株予約権者が死亡したときは、死亡した新株予約権者が有する新株予約権については無償で取得するものとし、商法第280条ノ36第2項に基づく本新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</u> 4. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合、または犯罪行為等、会社に対する背信的行為を行った場合には、会社は当該新株予約権者が有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</u> 平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月11日登記			
	<table><tr><td>平成16年 4月 2日登記</td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td>平成18年 1月18日更正</td></tr></table>	平成16年 4月 2日登記		平成18年 1月18日更正
平成16年 4月 2日登記				
平成18年 1月18日更正				

	第2回新株予約権 新株予約権の数 <u>70個</u> <u>70個</u> <u>63個</u> <u>36個</u> 26個 平成17年 7月 3日変更 平成18年 1月18日登記 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月11日登記 平成20年 1月31日変更 平成20年 1月31日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 70株 普通株式 70株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 調整後株式数＝ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 普通株式 63株
	ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 調整後株式数＝ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成17年 7月 3日変更 平成18年 1月18日登記
	普通株式 114株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 調整後株式数＝ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記
	普通株式 65株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 調整後株式数＝ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月11日登記

滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1 6 0 5 - 0 1 - 0 0 1 4 5 2

	普通株式 4 7 株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第 1 乃至第 3 に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 調整前株式数 × 1 株当たり調整前行使価額 調整後株式数 = $\frac{\text{1 株当たり調整後行使価額}}{\text{調整前株式数}}$ 計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成 2 0 年 1 月 3 1 日変更 平成 2 0 年 1 月 3 1 日登記 各新株予約権の発行価額 <u>無償</u> <u>無償</u> 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 <u>金 1 0 万円</u>
--	---

	金 10 万円 『行使価額の調整』 第 1 1. 以下第 2 に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） $\begin{array}{rcccl} & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新発行} & \times & 1 \text{ 株当り} \\ \text{調整後} & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込み金額} \\ \text{行使} & = & & & & & & \\ \text{価額} & & \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} & & & & & \end{array}$ 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第 2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 株式の分割及び併合により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第 219 条第 2 項及び同第 215 条第 2 項に規定された効力発生日以降これを適用する。 2. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第 3 第 2 に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第 2 の 3 に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。
--	---

	金5万2189円 『行使価額の調整』 第1 1. 以下第2に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） 調整後 行使 価額 = 既発行 株式数 × 調整前 行使価額 + 新発行 株式数 × 1株当り 払込み金額 既発行株式数 + 新発行株式数 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 株式の分割及び併合により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項及び同第215条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。 2. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第2の3に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。 平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成23年6月30日まで 平成18年7月1日から平成23年6月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 1. 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できる
--	--

滋賀県草津市青地町270番地5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1605-01-001452

	<u>ものとする。</u> <u>2. 本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認されたもの（以下「協力者」という）の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。</u> <u>3. 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</u> 1. 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとする。 2. 本新株予約権者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認された者（以下「協力者」という）の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 3. 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
--	---

	会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 会社は次の場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で消却することができる。 1. 新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。 2. 新株予約権者が本要項に違反した場合。 3. 会社が合併により消滅会社となる場合。 4. 会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。 5. 取締役会がその他必要と認めて決議した場合。 会社は次の場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で消却することができる。 1. 新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。 2. 新株予約権者が本要項に違反した場合。 3. 会社が合併により消滅会社となる場合。 4. 会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。 5. 取締役会がその他必要と認めて決議した場合。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 会社は次の場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で取得することができる。 1. 新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。 2. 新株予約権者が本要項に違反した場合。 3. 会社が合併により消滅会社となる場合。 4. 会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。 5. 取締役会がその他必要と認めて決議した場合。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月11日登記 <table border="1"><tr><td>平成16年 7月13日登記</td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td>平成18年 1月18日更正</td></tr></table>	平成16年 7月13日登記		平成18年 1月18日更正
平成16年 7月13日登記				
平成18年 1月18日更正				
第3回新株予約権 新株予約権の数 100個 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 100株 普通株式 100株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。				

滋賀県草津市青地町270番地5

株式会社テクネス

会社法人等番号 1605-01-001452

	普通株式 191株 ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$ 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記 各新株予約権の発行価額 <u>無償</u> <u>無償</u> 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 <u>金10万円</u>
--	---

	金10万円 『行使価額の調整』 第1 1. 以下第2に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式） $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1. 株式の分割及び併合により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項及び同第215条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。 2. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1. 合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。 2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3. 第2の3に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。
--	---

金5万2189円

『行使価額の調整』

第1 1. 以下第2に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新発行} & \times & 1 \text{株当り} \\ \text{調整後} & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込み金額} \\ \text{行使} & = & & & & & & \\ \text{価額} & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} & & \end{array}$$

2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

1. 株式の分割及び併合により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項及び同第215条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。

2. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

1. 合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 第2の3に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。

平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成23年6月30日まで

平成16年7月1日から平成23年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

1. 本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、

	<u>使用人または協力者として取締役会にて承認されたもの（以下「協力者」という）の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。</u> <u>但し、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。</u> 2. <u>本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</u> 1. <u>本新株予約権者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認された者（以下「協力者」という）の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。</u> 2. <u>本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</u> 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>会社は次の場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で消却することができる。</u> 1. <u>新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。</u> 2. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合。</u> 3. <u>会社が合併により消滅会社となる場合。</u> 4. <u>会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。</u> 5. <u>取締役会がその他必要と認めて決議した場合。</u> <u>会社は次に場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で消却することができる。</u> 1. <u>新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。</u> 2. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合。</u> 3. <u>会社が合併により消滅会社となる場合。</u> 4. <u>会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。</u> 5. <u>取締役会がその他必要と認めて決議した場合。</u> 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 <u>会社は次に場合、取締役会決議によって、本新株予約権を無償で取得することができる。</u> 1. <u>新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者の何れでもなくなった場合。</u> 2. <u>新株予約権者が本要項に違反した場合。</u> 3. <u>会社が合併により消滅会社となる場合。</u> 4. <u>会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。</u> 5. <u>取締役会がその他必要と認めて決議した場合。</u> 平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月11日登記 <table><tr><td>平成16年 7月13日登記</td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td>平成18年 1月18日更正</td></tr></table>	平成16年 7月13日登記		平成18年 1月18日更正
平成16年 7月13日登記				
平成18年 1月18日更正				
第4回新株予約権 新株予約権の数 40個				

会社法人等番号 1605-01-001452

金25万円

	金 2 5 万円 (行使価額の調整) 第 1 新株予約権の発行後、会社が株式の分割又は併合を行う場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 1 調整後行使価額＝調整前行使価額× 分割・併合の比率 新株予約権の発行後、下記第 5 に掲げる事由が生ずる場合は又はその可能性がある場合は、下記の行使価額調整式をもって調整する。 (コンバージョン・プライス方式) 既発行 × 調整前 + 新発行 × 1 株当り 調整後 株式数 行使価額 株式数 払込金額 行使 価額 = 既発行株式数 + 新発行株式数 なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 第 2 ．行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。 第 3 ．行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。 第 4 ．新株予約権の行使により 1 株の 1 0 0 分の 1 未満の端数が生ずるときは、その端数はこれを切り捨てる。 第 5 ．行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。 1 ．行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 2 ．株式の分割により会社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は、株式分割の割当日の翌日以降、これを適用する。 3 ．行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換又は引受権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 第 6 ．上記第 5 に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1 ．合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、又は会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に行使価額の調整を必要とするとき。 2 ．前号のほか、会社の発行済株式数の変更又は新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3 ．いずれかの新株予約権の行使期間が終了し、当該新株予約権の一部または全部が失効したとき。
--	---

金11万7816円

(行使価額の調整)

第1 新株予約権の発行後、会社が株式の分割又は併合を行う場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{新株予約権の発行後、下記第5に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は、下記の行使価額調整式をもって調整する。}}$$

(コンバージョン・プライス方式)

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{既発行} \times \text{調整前} \quad + \quad \text{新発行} \times \text{1株当り} \\ \text{行使} \quad \text{株式数} \quad \text{行使価額} \quad \text{株式数} \quad \text{払込金額} \\ \text{価額} = \frac{\text{既発行株式数} \quad + \quad \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} \quad + \quad \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2 行使価額調整式の計算については円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

第3 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

第4 新株予約権の行使により1株の100分の1未満の端数が生ずるときは、その端数はこれを切り捨てる。

第5 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2 株式の分割により会社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は、株式分割の割当日の翌日以降、これを適用する。

3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換又は引受権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

第6 上記第5に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

1 合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、又は会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に行使価額の調整を必要とするとき。

2 前号のほか、会社の発行済株式数の変更又は新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3 いずれかの新株予約権の行使期間が終了し、当該新株予約権の一部または全部が失効したとき。

平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記

滋賀県草津市青地町270番地5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1605-01-001452

	新株予約権を行使することができる期間 平成16年8月11日から平成23年8月10日まで 平成16年8月11日から平成23年8月10日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 新株予約権の行使にあたっては、1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の行使にあたっては、1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 会社は未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。 会社は未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。
	平成16年 8月20日登記
	平成18年 1月18日更正
第5回新株予約権 新株予約権の数 40個 40個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 40株 普通株式 40株 但し、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する会社普通株式1株当たりの行使価格の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 なお、「行使価額」とは、新株予約権行使により発行又は移転する会社普通株式1株当たりの払込金額をいう。 新株予約権行使にかかる払込金額の合計額 株式数＝ 行使価額	

滋賀県草津市青地町270番地5

株式会社テクネス

会社法人等番号 1605-01-001452

普通株式 84株

但し、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する会社普通株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、「行使価額」とは、新株予約権行使により発行又は移転する会社普通株式1株当たりの払込金額をいう。

新株予約権行使にかかる払込金額の合計額

株式数＝

行使価額

平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記

各新株予約権の発行価額

無償

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金25万円

金 2 5 万円

(行使価額の調整)

第 1 新株予約権の発行後、会社が株式の分割又は併合を行う場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行後、下記第 5 に掲げる事由が生ずる場合は又はその可能性がある場合は、下記の行使価額調整式をもって調整する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新発行} & \times & \text{1株当り} \\ \text{行使} & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{価額} & = & & & & & & \\ & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} & & & & \end{array}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第 2. 行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

第 3. 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。

第 4. 新株予約権の行使により 1 株の 1 0 0 分の 1 未満の端数が生ずるときは、その端数はこれを切り捨てる。

第 5. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

1. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2. 株式の分割により会社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は、株式分割の割当日の翌日以降、これを適用する。

3. 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換又は引受権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

第 6. 上記第 5 に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

1. 合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、又は会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に行使価額の調整を必要とするとき。

2. 前号のほか、会社の発行済株式数の変更又は新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. いずれかの新株予約権の行使期間が終了し、当該新株予約権の一部または全部が失効したとき。

金11万7816円

(行使価額の調整)

第1 新株予約権の発行後、会社が株式の分割又は併合を行う場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行後、下記第5に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は、下記の行使価額調整式をもって調整する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新発行} & \times & \text{1株当り} \\ \text{行使} & = & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{価額} & & & & & & & & \end{array}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2 行使価額調整式の計算については円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

第3 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

第4 新株予約権の行使により1株の100分の1未満の端数が生ずるときは、その端数はこれを切り捨てる。

第5 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転処分する場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2 株式の分割により会社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は、株式分割の割当日の翌日以降、これを適用する。

3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換又は引受権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

第6 上記第5に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

1 合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、又は会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に行使価額の調整を必要とするとき。

2 前号のほか、会社の発行済株式数の変更又は新たな新株予約権発行などの変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3 いずれかの新株予約権の行使期間が終了し、当該新株予約権の一部または全部が失効したとき。

滋賀県草津市青地町270番地5
株式会社テクネス
会社法人等番号 1605-01-001452

	平成17年 9月29日変更 平成18年 1月18日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成16年8月11日から平成23年8月10日まで 平成16年8月11日から平成23年8月10日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） <u>新株予約権の行使にあたっては、1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</u> <u>新株予約権の行使にあたっては、1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</u> 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>会社は未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。</u> <u>会社は未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。</u>	平成16年 8月20日登記 平成18年 1月18日更正
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 2月23日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成20年 4月23日
大津地方法務局草津出張所
登記官

小 林 茂

